令和７年度　第１回　岩手県地下占用物連絡会議

日 時：令和７年４月３０日（水）
10:00～11:00
場 所：岩手河川国道事務所
２階大会議室ほか［Web 会議］

次　　第

１．開　会

２．会議の設立趣旨説明　【資料－１】

３．議　事（公開）
（１）会議規約　【資料－２】

（２）会長選任

（３）道路の老朽化対策と陥没事案への対応　【資料－３】

（４）今後の進め方（案）　【資料－４】

４．意見交換（非公開）

５．閉　会

令和7年度　第１回　岩手県地下占用物連絡会議　出席者名簿

2025/4/30

	官公所名	所属	役職	氏名	備考	参加方法 岩手河国	web	資料送付
【国】								
1	東北地方整備局	岩手河川国道事務所	事務所長	長田　仁	会長	○		
【県】								
2	県土整備部	道路環境課	総括課長	澤田　仁	副会長			○
【市町村】								
3	盛岡市	建設部道路管理課	維持係長	櫻庭　隼樹			○	
4	宮古市	都市整備部建設課	維持係長	鳥居　徹男			○	
5	大船渡市	建設課	道路管理係長	及川　　顕			○	
6	花巻市	建設部道路課	整備第１係長	阿部　　樹			○	
7	北上市	都市整備部道路環境課	保全係長	堀内　寛之			○	
8	久慈市	道路河川維持課	管理係　係長	田中　　賢			○	
9	遠野市	環境整備部建設課	主査	渡辺　昭弘			○	
10	一関市	建設部道路管理課	課長補佐兼路政係長	千葉　貴昭			○	
11	陸前高田市	建設部建設課	課長補佐	伊藤　　肇			○	
12	釜石市	建設部 建設課	課付係長	千葉　祐也			○	
13	二戸市	建設整備部　建設課	主査	近藤　勝寿			○	
14	八幡平市	産業建設部建設課	管理係長	小林　　慎			○	
15	奥州市	都市整備部維持管理課	課長補佐	及川　敬裕			○	
16	滝沢市	都市整備部道路課	課長	大森　英樹			○	
17	雫石町	地域整備課	係長	大下　　聖			○	
18	葛巻町	地域整備課	主任	寺坂　友伸			○	
19	岩手町	建設課	施設整備係長	千田　　学			○	
20	紫波町	建設部土木課	施設管理係長	夏井　　健			○	
21	矢巾町	道路住宅課	課長	田口　征寛			○	
22	西和賀町	建設水道課	技術主査	佐々木　久和			○	
23	金ケ崎町	都市建設課	課長	佐藤　　武			○	
24	平泉町	建設水道課	技師補	伊藤　緋里			○	
25	住田町	建設課	技師	神田　竣平			○	
26	大槌町	地域整備課	課長	中野　智洋			○	
27	山田町	建設課	係長	千代川　弥樹			○	
28	岩泉町	地域整備課	地域整備室長	吉田　純也			○	
29	田野畑村	地域整備課	課長	平坂　　聡			○	
30	普代村	建設水産課	主事	日當　　誠			○	
31	軽米町	地域整備課	係長	紫葉　優樹			○	
32	野田村	地域整備課	主事	大崎　祐吾			○	
33	九戸村	地域整備課	主任	舘　　伸幸			○	
34	洋野町	建設課	副主幹	高屋敷　亮			○	
35	一戸町	建設部地域整備課	主事補	阿部　耕作			○	

令和7年度　第１回　岩手県地下占用物連絡会議　出席者名簿

2025/4/30

	官公所名	所属	役職	氏名	備考	参加方法 岩手河国	ｗｅｂ	資料送付
【事務局】								
36	岩手県	県土整備部　道路環境課	維持担当課長	西村　貴之	司会	○		
37	〃	〃	主任主査	鈴木　隆裕		○		
38	〃	〃	技師	藤原　政茂		○		
39	〃	〃	技師	杉浦　賢也				○
40	〃	〃	技師	田村　亮治				○
41	東北地方整備局	河川部　地域河川課	水道係長	菱田　祐太			○	
42	〃	〃		千葉　巧人			○	
43	〃	道路部	地域道路調整官	佐々木　博樹			○	
44	〃	〃	道路保全企画官	宇部　吉男			○	
45	〃	〃　路政課	局課長	星野　敬一			○	
46	〃	〃	課長補佐	成田　武寛			○	
47	〃	〃	指導調整係長	宮本　拓也			○	
48	〃	〃　地域道路課	局課長	須藤　隆之			○	
49	〃	〃	課長補佐	荒木　洋平			○	
50	〃	〃	専門員	鈴木　志朗			○	
51	〃	〃	計画係長	近藤　雅也			○	
52	〃	〃　道路管理課	建設専門官	石川　勝浩			○	
53	〃	〃	道路構造保全官	表　　康弘			○	
54	〃	〃	道路構造保全官	佐々木　和嗣			○	
55	〃	〃	道路構造保全官	若生　孝喜			○	
56	〃	〃	管理係長	戸田　亮輔			○	
57	〃	〃	道路保全企画係長	加賀　剛道			○	
58	〃	岩手河川国道事務所	副所長	清橋　秀聡		○		
59	〃	〃	工事品質管理官	金濱　巨晃		○		
60	〃	〃	事業対策官	赤石　広秋		○		
61	〃	〃　道路管理第一課	課長	佐野峯　勉		○		
62	〃	〃	占用係長	藤澤　理子		○		
63	〃	〃　道路管理第二課	課長	小滝　恵三		○		
64	〃	〃	専門員	窪田　修		○		
65	〃	〃	維持修繕係長	廣内　高倫		○		
66	〃	〃		三上　ももこ		○		
67	〃	三陸国道事務所	事務所長	大泉　隆是				○
68	〃	〃	副所長	寺山　雄大			○	
69	〃	〃	保全対策官	佐藤　和憲			○	
70	〃	〃　管理課	管理課長	小岩　秀明			○	
71	〃	〃	専門官	鈴木　和志			○	
72	〃	〃	管理係長	水上　貴尋			○	
73	〃	〃		藤山　八雲			○	
74	〃	南三陸沿岸国道事務所	事務所長	佐々木　靖				○
75	〃	〃	副所長	小嶋　光康				○
76	〃	〃	専門調査官	阿部　英和			○	
77	〃	〃　管理課	課長	大粒来　健二				○
78	〃	〃	専門官	森下　裕介			○	
79	〃	〃	維持修繕係長	若松　明日香				○
80	〃	〃		阿部　泰知			○	
81	〃	〃		玉熊　大晟			○	
82	〃	東北技術事務所	課長	小梁川　修司			○	
83	〃	東北道路メンテナンスセンター	課長	武山　和典			○	
84	東日本高速道路（株）東北支社	管理事業統括課	課長代理	安田　剛章			○	
85	〃	盛岡管理事務所						○

令和7年度　第１回　岩手県地下占用物連絡会議　出席者名簿

2025/4/30

	官公所名	所属	役職	氏名	備考	参加方法 岩手河国	web	資料送付
86	〃	北上管理事務所						○
87	〃	青森管理事務所						○
88	〃	八戸管理事務所						○
【施設管理者】								
89	東北電力ネットワーク(株)	配電グループ	担当	工藤　健太			○	
90	盛岡ガス（株）	工事部　本管工事課	課長	佐々木　成司			○	
91	岩手中部水道企業団	管路課	課長	白藤　　司			○	
92	盛岡市上下水道局 水道維持課	水道維持課	副主幹兼維持管理係長	佐々木　剛			○	
93	盛岡市上下水道局 下水道施設管理課	下水道施設管理課	副主幹兼維持係長	及川　信幸			○	
94	北上川上流流域 下水道事務所	北上川上流流域 下水道事務所	主任	ナブチマー ミシェール			○	
95	山田町	上下水道課	係長	川村　啓喬			○	
96	宮古市	上下水道部施設課	下水道工務係長	菊池　昌明			○	
97	岩泉町	地域整備課	地域整備室長	吉田　純也			○	
98	田野畑村	地域整備課	課長	平坂　　聡			○	
99	普代村	建設水産課	会計年度任用職員	新屋　弘仁			○	
100	野田村	地域整備課	総括主査	高田　光晴			○	
101	久慈市	道路河川維持課	管理係　係長	田中　　賢			○	
102	洋野町	水道事業所	係長	滝口　竜二			○	
103	大船渡市	建設課	道路管理係長	及川　　顕			○	
104	花巻市	建設部下水道課	維持普及係長	千葉　千香子			○	
105	陸前高田市	建設部建設課	管理係長	佐藤　　彰			○	
106	釜石市	建設部 下水道課	課長	遠野　修正			○	
107	奥州市	上下水道部下水道課	課長補佐	伊藤　秀紀			○	
108	住田町	建設課	技師	神田　竣平			○	
109	大槌町	地域整備課	課長	中野　智洋			○	
110	（株）NTT－ME	東北ブロック統括本部 岩手エリア統括部	渉外担当	芦久保　敬			○	
111	NTTインフラネット(株) 東北事業部	岩手支店	主査	久保田　敏彦				○
112	NTTインフラネット(株) 東北事業部	岩手支店	支店長	村瀬　卓也			○	
113	NTTインフラネット(株) 東北事業部	岩手支店	技術主任	品川　和敏			○	
114	NTTドコモ東北支社	NTTインフラネット （株）東北事業部	エリアマネジメント担当（ドコモ担当）	川嶋　裕太			○	
115	NTT東日本東北岩手支店	東北ブロック統括本部	岩手エリア統括部　渉外担当	芦久保　敬			○	
116	(株)トークネット岩手支社			千葉　孝則			○	
117	三陸ブロードネット(株)	事業推進部	主任	菊池　寛紀			○	
【オブザーバー】								
118	岩手県警察本部	交通部　交通規制課 安全施設第一係	係長	髙橋　　寛			○	

118　　13　　92

出席者合計　　105　　名

第１回　地下占用物連絡会議

令和７年４月３０日

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

（１）地下占用物連絡会議の設置　　・・・　資料－１

（２）会議規約（案）　　・・・　資料－２

（３）道路の老朽化対策と
　　陥没事案への対応　　・・・　資料－３

（４）今後の進め方（案）　　・・・　資料－４

資料－１

１．地下占用物連絡会議の設置

地下占用物連絡会議の設置

資料－1

➢ 道路管理者と地下占用事業者が、相互の点検計画や点検結果を共有するほか、道路陥没を防ぐ取組の情報共有などを行う場を、道路メンテナンス会議の下部組織として設置。

道路と交差等※する施設 ／ 道路管理者（道路法）	道路（道路法）				その他		
	高速会社管理道路	直轄管理道路	公社管理道路	都道府県・市町村管理道路	鉄道	跨道橋（鉄道除く）	地下占用物（新たに設置）
高速会社	道路メンテナンス会議【都道府県単位で設置済み】 ＜事務局＞国道事務所				道路鉄道連絡会議【メンテ会議の下部組織】 ＜事務局＞国道事務所	跨道橋連絡会議【メンテ会議の下部組織】 ＜事務局＞国道事務所	地下占用物連絡会議【メンテ会議の下部組織】 ＜事務局＞国道事務所
直轄							
公社							
都道府県市区町村							

※ 交差の他、縦断的に重なる施設を含む

地下占用物連絡会議の概要

資料－1

＜地下占用物連絡会議の概要＞

■地下占用物連絡会議の位置付け
・「道路メンテナンス会議」の下部組織として設置
・事務局は各都道府県の道路メンテナンス会議とりまとめ国道事務所

■対象施設
・高速道路、直轄国道、公社道路、補助国道、都道府県道、市町村道に関係する道路地下の鉄道施設、通信関係施設、電力関係施設、ガス関係施設、上下水道施設、その他必要と認める施設

■メンバー
・上記「対象施設」の占用者及び関係する道路管理者

■調整・共有内容
・占用者による当年度の点検計画・前年度の点検結果
・道路管理者による路面下空洞調査結果
・前年度の道路陥没実績、陥没箇所の措置事例
・その他、道路陥没対策に寄与する情報等

■開催頻度
・年１回を基本とし、必要に応じて適宜開催

（参考）道路メンテナンス会議

資料－1

○ 関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、「道路メンテナンス会議」を設置。

※平成26年7月7日までに全都道府県で設置

体制

・地方整備局（直轄事務所）

・地方公共団体（都道府県、市町村）

・高速道路会社（NEXCO ・首都高速・阪神高速・本四高速）

・道路公社

役割

1. 維持管理等に関する情報共有
2. 点検、修繕等の状況把握及び対策の推進
3. 点検業務の発注支援（地域一括発注等）
4. 技術的な相談対応　　等

会議状況
（令和5年11月29日　鹿児島県道路メンテナンス会議）

資料－２

岩手県地下占用物連絡会議　規約（案）

（名　称）

第１条　本会は、「岩手県地下占用物連絡会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目　的）

第２条　会議は、道路法第２８条の２の規定に基づき設置し、岩手県道路メンテナンス会議規約第４条６項の規定の専門部会に位置付け、岩手県内の各道路管理者及び地下占用物件の占用者において、定期的に相互の点検・調査の計画・結果について共有するほか、道路陥没を防ぐ取組みなどを連携して実施することにより、占用物件に起因する道路の構造や交通への支障等に適切に対応することを目的とする。

（調整・共有事項）

第３条　会議は、第２条の目的を達成するため、次の事項について調整及び共有する。

（１）　占用者による当年度の点検計画・前年度の点検結果

（２）　道路管理者による路面下空洞調査結果

（３）　前年度の道路陥没実績、陥没箇所の措置事例

（４）　その他、道路陥没対策に寄与する情報等

（組　織）

第４条　会議は、第２条の目的を達成するため、岩手県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

２　会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長、副会長は岩手県県土整備部道路環境課総括課長とする。

３　会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。

４　会議の構成は、「別表」のとおりとする。

ただし、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。

（会議の開催）

第５条　会議は年に１回を基本として、必要に応じて適宜開催する。

（事務局）

第６条　会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

２　事務局は、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所道路管理第一課、道路管理第二課及び岩手県県土整備部道路環境課に置く。

（規約の改正）

第７条　本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行うことができる。

（その他）

第８条　本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

（附　則）

本規約は、令和７年　４月　日から施行する。

別表

岩手県地下占用物連絡会議　構成機関

	所　　属		役職
会長	国土交通省	東北地方整備局	岩手河川国道事務所長
副会長	岩手県	県土整備部　道路環境課	総括課長
会員	盛岡市	建設部　道路管理課	
会員	宮古市	都市整備部　建設課	
会員	大船渡市	都市整備部　建設課	
会員	花巻市	建設部　道路課	
会員	北上市	都市整備部　道路環境課	
会員	久慈市	建設部　建設整備課	
会員	遠野市	環境整備部　建設課	
会員	一関市	建設部　道路建設課	
会員	陸前高田市	建設部　建設課	
会員	釜石市	建設部　建設課	
会員	二戸市	建設整備部　建設課	
会員	八幡平市	建設課	
会員	奥州市	都市整備部　土木課	
会員	滝沢市	都市整備部　道路課	
会員	雫石町	地域整備課	
会員	葛巻町	地域整備課	
会員	岩手町	建設課	
会員	紫波町	建設部　土木課	
会員	矢巾町	道路住宅課	
会員	西和賀町	建設水道課	
会員	金ケ崎町	都市建設課	
会員	平泉町	建設水道課	
会員	住田町	建設課	
会員	大槌町	地域整備課	
会員	山田町	建設課	
会員	岩泉町	地域整備課	
会員	田野畑村	地域整備課	
会員	普代村	建設水産課	
会員	軽米町	地域整備課	
会員	野田村	地域整備課	
会員	九戸村	地域整備課	
会員	洋野町	建設課	
会員	一戸町	建設部　地域整備課	
会員	東日本高速道路(株)東北支社		

会員	東日本高速道路(株)東北支社	青森管理事務所	
会員	東日本高速道路(株)東北支社	八戸管理事務所	
会員	東日本高速道路(株)東北支社	盛岡管理事務所	
会員	東日本高速道路(株)東北支社	北上管理事務所	
会員	国土交通省東北地方整備局	道路部	
会員	国土交通省東北地方整備局	岩手河川国道事務所	
会員	国土交通省東北地方整備局	三陸国道事務所	
会員	国土交通省東北地方整備局	南三陸沿岸国道事務所	
会員	岩手中部水道企業団		
会員	北上川上流流域下水道事務所		
会員	盛岡市上下水道局水道建設課		
会員	盛岡市上下水道局下水道整備課		
会員	山田町		
会員	宮古市		
会員	岩泉町		
会員	田野畑村		
会員	普代村		
会員	野田村		
会員	久慈市		
会員	洋野町		
会員	大船渡市		
会員	花巻市		
会員	陸前高田市		
会員	釜石市		
会員	奥州市		
会員	住田町		
会員	大槌町		
会員	東北電力ネットワーク（株）		
会員	盛岡ガス（株）		
会員	（株）NTT－ME　東北ブロック統括本部		
会員	NTTインフラネット(株)岩手支店		
会員	NTTドコモ東北支社		
会員	NTT東日本東北　岩手支店		
会員	（株）トークネット岩手支社		
会員	三陸ブロードネット（株）		
事務局	岩手県	県土整備部　道路環境課	
事務局	国土交通省東北地方整備局	岩手河川国道事務所 道路管理第一課	
事務局	国土交通省東北地方整備局	岩手河川国道事務所 道路管理第二課	

資料－３

２．道路の老朽化対策と陥没事案への対応

①道路の老朽化対策に関する取り組みの経緯
②道路陥没の発生状況
③埼玉県八潮市の事案を踏まえた道路側の現時点での対応

資料－３

①道路の老朽化対策に関する取り組みの経緯

道路施設の高齢化・老朽化

資料－3

建設年数の推移（橋梁）

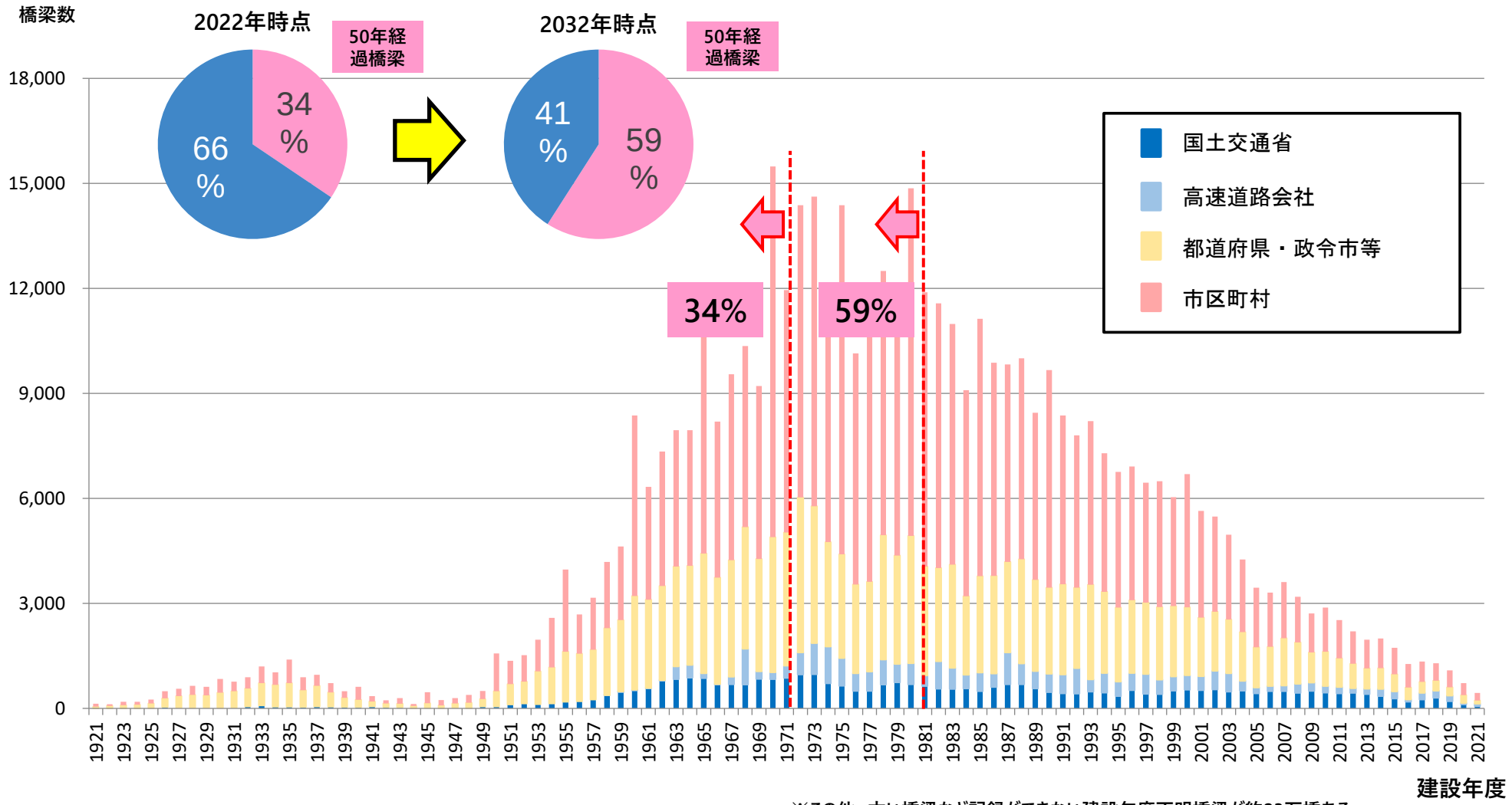

※この他、古い橋梁など記録ができない建設年度不明橋梁が約23万橋ある。

荒廃するアメリカ

資料－3

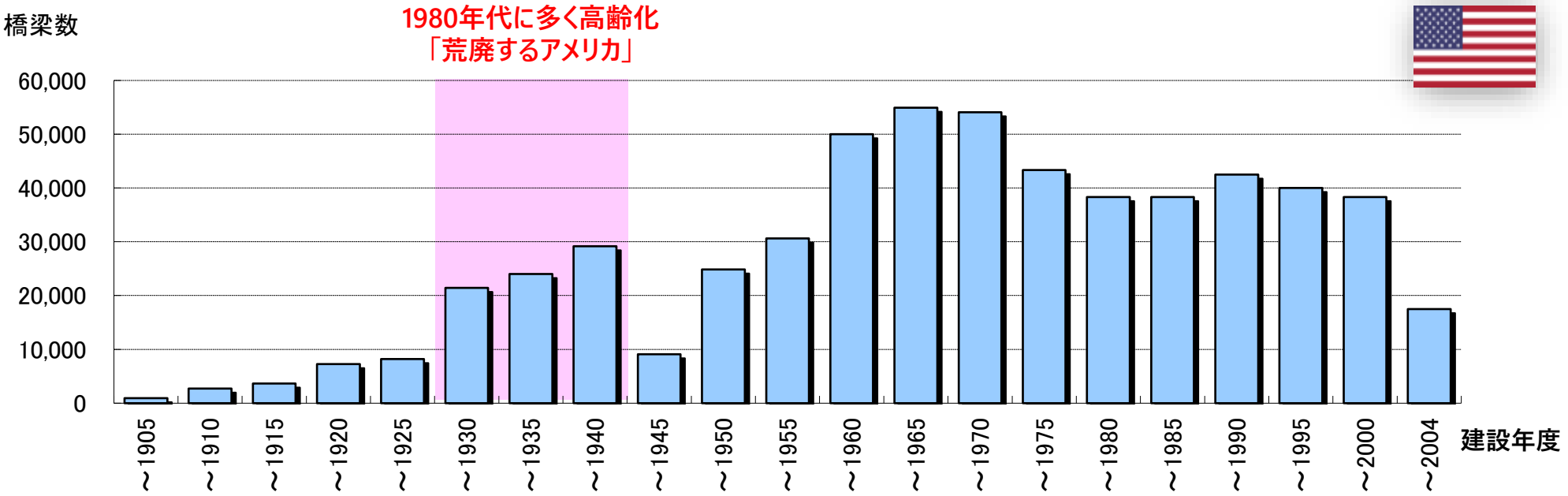

ケーブル切断事故後、通行止めになったブルックリン橋の歩道
（「高速道路と自動車」1981年11月から引用）

マイアナス橋の崩壊（1983年）

ファーン・ホロー橋崩落（2022年）
（国家運輸安全委員会（NTSB）HPより）

道路の老朽化対策に関する取組みの経緯

資料－3

○社会資本整備審議会　技術部会
　社会資本メンテナンス戦略小委員会　設置[2012.7.31]

○　笹子トンネル天井板崩落事故［2012.12.2］

○　2013年を「社会資本メンテナンス元年」に位置付け
○　道路法の改正［2013.6］
　点検基準の法定化、国による修繕等代行制度創設

○　定期点検に関する省令・告示　公布［2014.3.31］
　5年に1回、近接目視による点検

○道路の老朽化対策の本格実施に関する提言[2014.4.14]

●　定期点検　１巡目（2014～2018）

○　定期点検要領　通知［2019.2.28］
　定期点検の質を確保しつつ、実施内容を合理化

●　定期点検　２巡目（2019～）

○全国道路施設点検データベースの公開（2022～）

区分	
Ⅰ	健全
Ⅱ	予防保全段階
Ⅲ	早期措置段階
Ⅳ	緊急措置段階

2014年4月14日
「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」
最後の警告－今すぐ本格的なメンテナンスに舵を切れ

法定点検に係る基準の体系

① 省令・告示で 、5年に1回、近接目視を基本とする定期点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分（トンネル、橋などの構造物に共通）
② 構造物の特性に応じ、道路管理者が定期点検をするために参考とできる主な変状の着目箇所、判定事例写真等を技術的助言として定期点検要領をとりまとめ（トンネル、橋などの構造物ごと）

法令点検に係る基準の体系

道路法

↓ H25.9.2施行

政令

・維持、点検、措置を講ずることを規定

↓ H25.9.2施行

省令・告示

H26.7.1施行

・トンネルや橋などに損傷、腐食その他の異状であって、道路の構造・交通に大きな支障を及ぼすおそれのあるものについて定期点検を規定
・5年に1回、近接目視を基本として実施
・健全性の診断結果を、4段階に区分

（トンネル、橋などの構造物）
最小限を規定する技術基準を制定

技術的助言として

定期点検要領

・構造物の特性に応じ、点検をするために参考とできる主な変状の着目箇所、判定事例写真等をまとめたもの

（トンネル、橋などの構造物）
各構造物毎に制定

省令・告示の施行

○ 橋梁（約70万橋）・トンネル（約1万本）等は、知識と技能を有する者が5年に1度、近接目視を基本とする全数監視を実施
○ 点検を行ったときには、施設の健全性の診断を行い、その結果を統一的な区分に分類。

道路法施行規則（平成26年3月31日公布、7月1日施行）（抄）

（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）
点検は、知識及び技能を有する者が近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とする

トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成26年3月31日公布、7月1日施行）

トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、次の表に掲げる区分に分類

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

点検・措置の状況

資料－3

○橋梁・トンネル・道路附属物等について、2巡目の点検は概ね100%となっている。
　橋梁について、地方公共団体の修繕が必要な橋梁の措置着手・完了率が低水準。
○建設後50年を経過した橋梁数は増加している一方、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁数は着実に減少。

■ 橋梁・トンネル・道路附属物等の2巡目点検実施状況

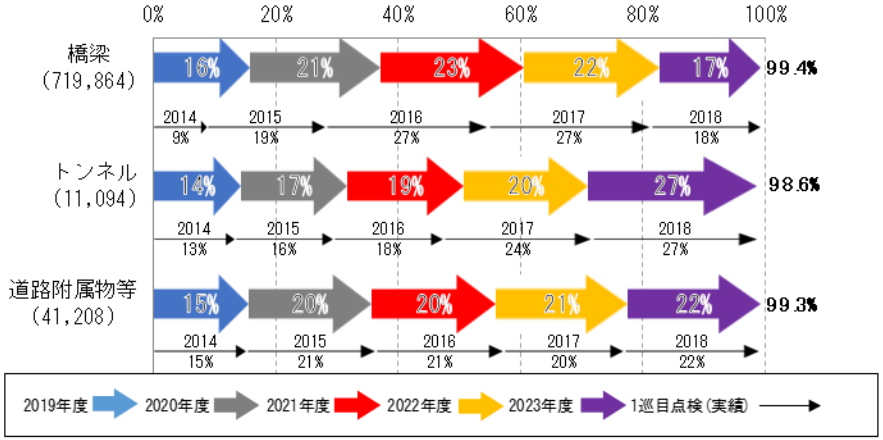

2巡目の点検は概ね100%となっている

■ 1巡目点検で修繕が必要とされた橋梁の修繕等措置状況

管理者	措置が必要な施設数 ※1	措置に着手済みの施設数	うち完了
国土交通省	3,340	3,340 (100%)	2,724 (82%)
高速道路会社	2,532	2,532 (100%)	2,164 (85%)
地方公共団体	60,482	50,129 (83%)	39,688 (66%)

地方公共団体の修繕が必要な橋梁の措置着手・完了率が低水準

※1：判定区分Ⅰ～Ⅳのうち、判定区分Ⅲ（早期措置段階）及び判定区分Ⅳ（緊急措置段階）の橋梁数
※2：判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで（5年以内）に措置を講ずべきとされている

■建設後50年を経過した橋梁の割合

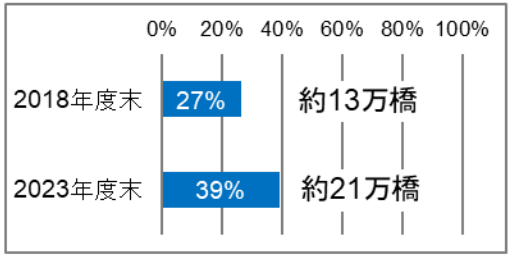

※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁がある。

■ 橋梁の判定区分毎の施設数と割合

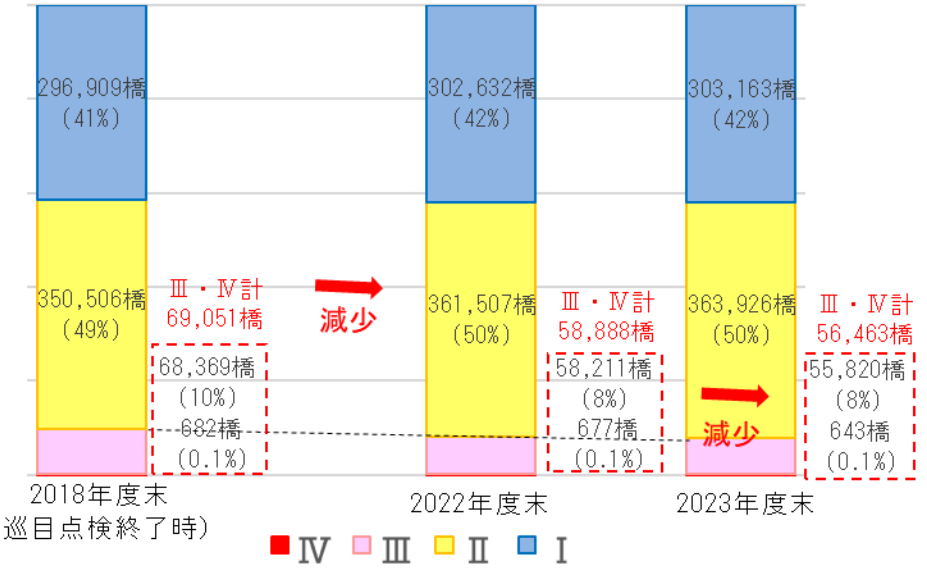

1巡目点検終了時と比較して、建設後50年を経過した橋梁数は増加している一方で、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁は56,463橋であり、年々着実に減少している

道路メンテナンス年報の公表

国土交通省では、国民・道路利用者の皆様に道路インフラや老朽化対策の現状をご理解いただくため、点検の実施状況や結果等を調査し、「道路メンテナンス年報」としてとりまとめて公表。

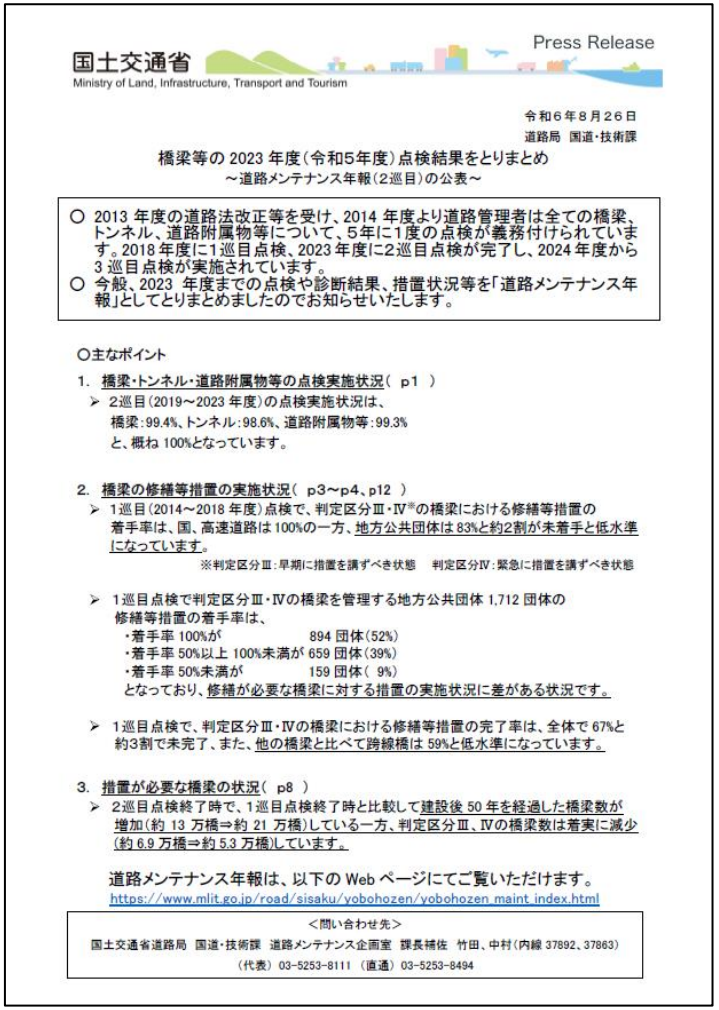

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和６年８月26日
道路局 国道・技術課

橋梁等の 2023 年度（令和5年度）点検結果をとりまとめ
～道路メンテナンス年報（2巡目）の公表～

○ 2013 年度の道路法改正等を受け、2014 年度より道路管理者は全ての橋梁、トンネル、道路附属物等について、5年に1度の点検が義務付けられています。2018 年度に1巡目点検、2023 年度に2巡目点検が完了し、2024 年度から3巡目点検が実施されています。
○ 今般、2023 年度までの点検や診断結果、措置状況等を「道路メンテナンス年報」としてとりまとめましたのでお知らせいたします。

○主なポイント

1. 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検実施状況（ p1 ）
➢ 2巡目（2019～2023 年度）の点検実施状況は、
橋梁：99.4%、トンネル：98.6%、道路附属物等：99.3%
と、概ね 100%となっています。

2. 橋梁の修繕等措置の実施状況（ p3～p4、p12 ）
➢ 1巡目（2014～2018 年度）点検で、判定区分Ⅲ・Ⅳ※の橋梁における修繕等措置の着手率は、国、高速道路は 100%の一方、地方公共団体は 83%と約2割が未着手と低水準になっています。
※判定区分Ⅲ：早期に措置を講ずべき状態　判定区分Ⅳ：緊急に措置を講ずべき状態

➢ 1巡目点検で判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁を管理する地方公共団体 1,712 団体の修繕等措置の着手率は、
・着手率 100%が　894 団体（52%）
・着手率 50%以上 100%未満が 659 団体（39%）
・着手率 50%未満が　159 団体（ 9%）
となっており、修繕が必要な橋梁に対する措置の実施状況に差がある状況です。

➢ 1巡目点検で、判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁における修繕等措置の完了率は、全体で 67%と約3割で未完了、また、他の橋梁と比べて跨線橋は 59%と低水準になっています。

3. 措置が必要な橋梁の状況（ p8 ）
➢ 2巡目点検終了時で、1巡目点検終了時と比較して建設後 50 年を経過した橋梁数が増加（約 13 万橋⇒約 21 万橋）している一方、判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁数は着実に減少（約 6.9 万橋⇒約 5.3 万橋）しています。

道路メンテナンス年報は、以下の Web ページにてご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_index.html

<問い合わせ先>
国土交通省道路局 国道・技術課 道路メンテナンス企画室 課長補佐 竹田、中村（内線 37892、37863）
（代表）03-5253-8111 （直通）03-5253-8494

道路メンテナンス年報公表［2015.11～（毎年）］

【主な掲載内容】

・橋梁、トンネル、道路附属物等の点検結果及び修繕等措置の実施状況

・舗装・小規模附属物・土工構造物の点検結果及び修繕等措置の実施状況　等

全国道路施設点検データベース

国土交通省

- ○ 道路施設の定期点検は２巡目に入り、道路管理者毎に様々な仕様で膨大な点検・診断のデータが蓄積
- ○ その様なデータを一元的に活用できる環境を構築：全国道路施設点検データベース
- ○ 全国道路施設点検データベースは、基礎的なデータを格納する基礎DB及び道路施設毎のより詳細なデータを格納するデータベース群（詳細DB）で構成
- ○ 各DBの整備及び管理運営を担う機関を、公募・有識者委員会を経て決定
- ○ 基礎DBはR4.5に、詳細DBはR4.7に公開開始：webブラウザからの閲覧等が可能。加えてAPI（Application Programming Interface）を公開

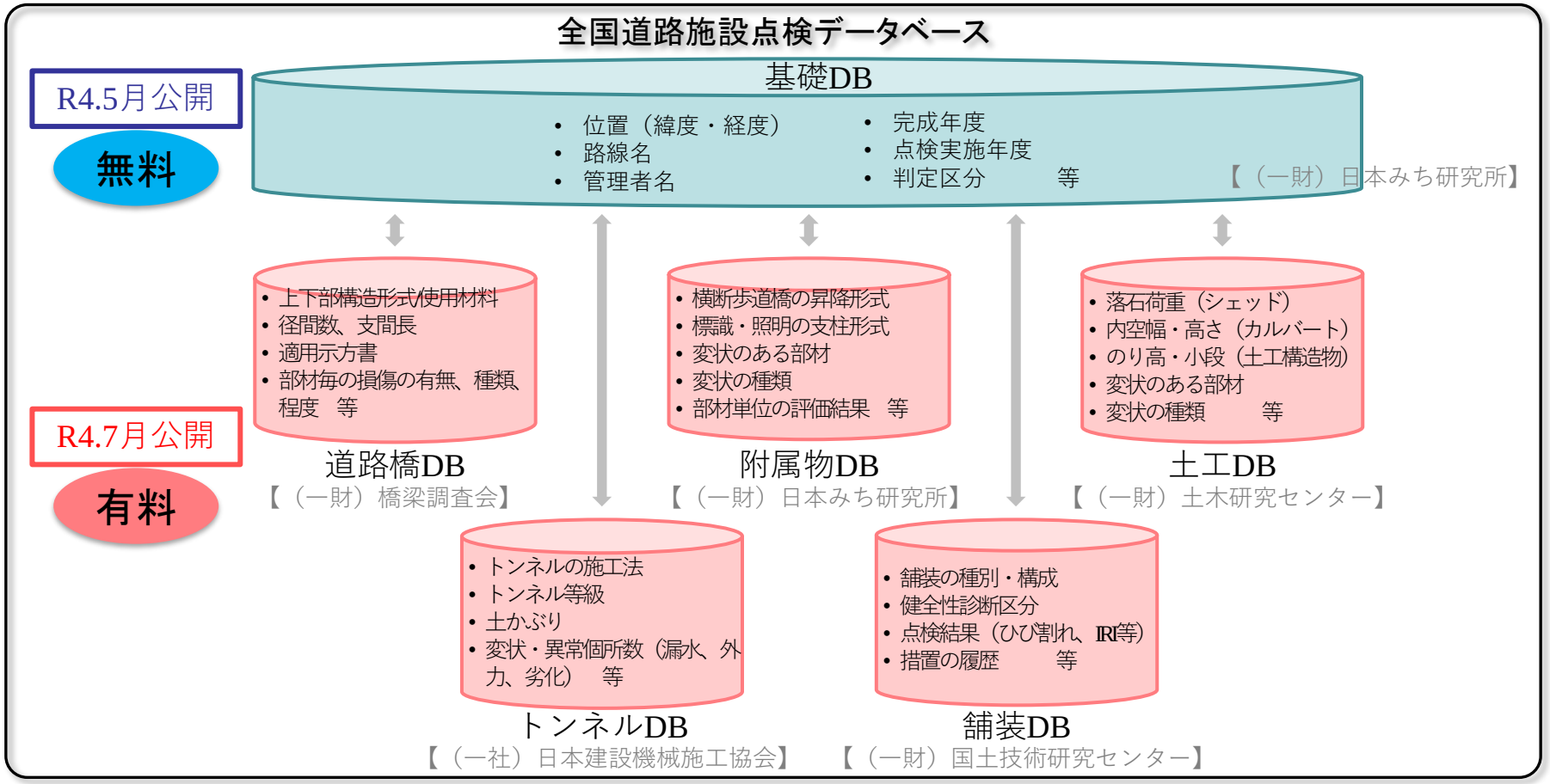

※ 【DB管理運営団体】

利用者登録等はこちらから→*https://road-structures-db.mlit.go.jp/*

全国道路施設点検データベース～損傷マップ～の画面

資料－3

○ 公開した全国の道路施設の諸元、点検結果等のデータは「全国道路施設点検データベース～損傷マップ～」から閲覧可能

※表示されている対策状況は、あくまでもイメージであり実際のデータとは異なります。

道路メンテナンスの10年

- 定期的な点検・診断がルール化し、
  <u>道路施設の健全性が統一的な基準の下で明確化</u>
- 損傷マップや道路メンテナンス年報の公表（見える化）により、
  <u>道路メンテナンスの問題意識を広く共有</u>
- 点検DBの整備により、<u>継続的なデータの蓄積・データ活用の基盤を構築</u>

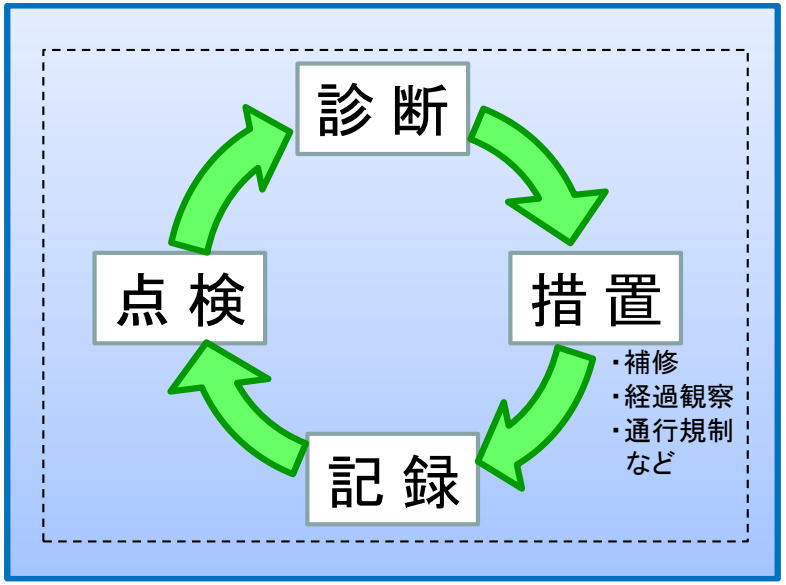

②道路陥没の発生状況

道路陥没のリスク箇所の調査、傾向分析①

➢ 道路陥没は様々な要因により発生。（道路排水施設、占用物件（下水、上水等））

道路の陥没発生件数とその要因（令和4年度）

道路陥没発生件数の内訳

令和4年度

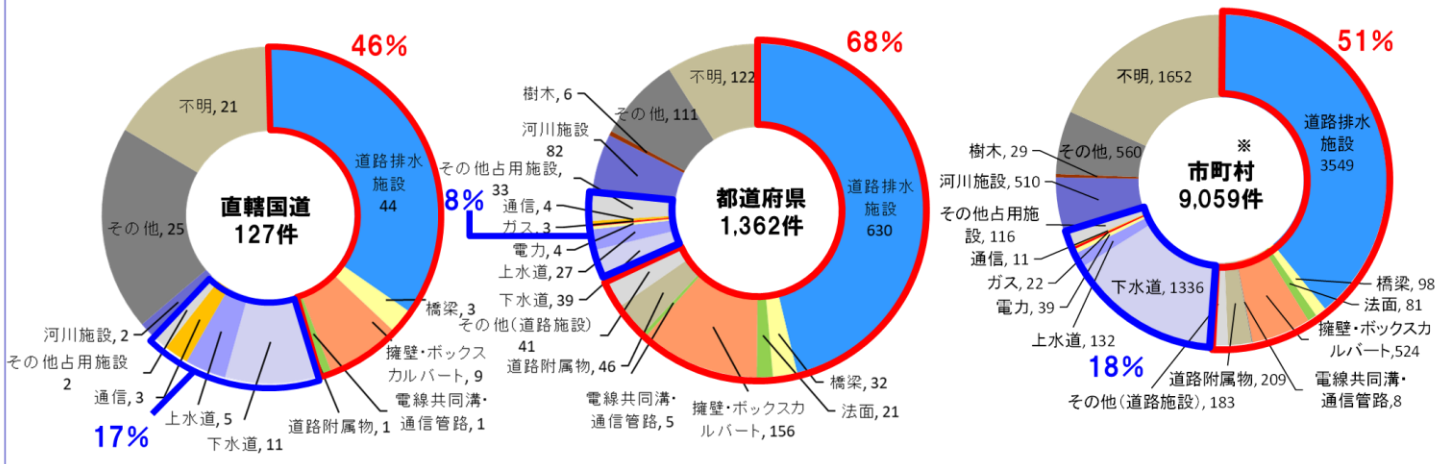

その他の主な内容

用水路、海岸施設（護岸等）、私設桝、井戸跡、埋設物、排水路、湧水（水みち）、地下水、等

※政令市、特別区含む

＊ ポットホールは含まない　　道路施設が要因の陥没　　道路占用物件が要因の陥没　　（出典）道路局調べ

※下水道メンテナンス年報（令和5年度版）に掲載されている下水道要因の陥没件数（下水道事業者調べ）には、道路陥没に至らない（舗装に穴が開かない）レベルの舗装の凹みの他、私道の道路陥没などが含まれているため、道路局調べの件数と異なっている。来年度以降の件数調査・とりまとめ方法については下水道側と調整。

道路陥没のリスク箇所の調査、傾向分析②

➢ 都市部では道路占用物件の割合が大きく、特に下水道の割合が大きい。

都市部における道路の陥没発生件数とその要因（令和4年度）

道路陥没発生件数の内訳

令和4年度

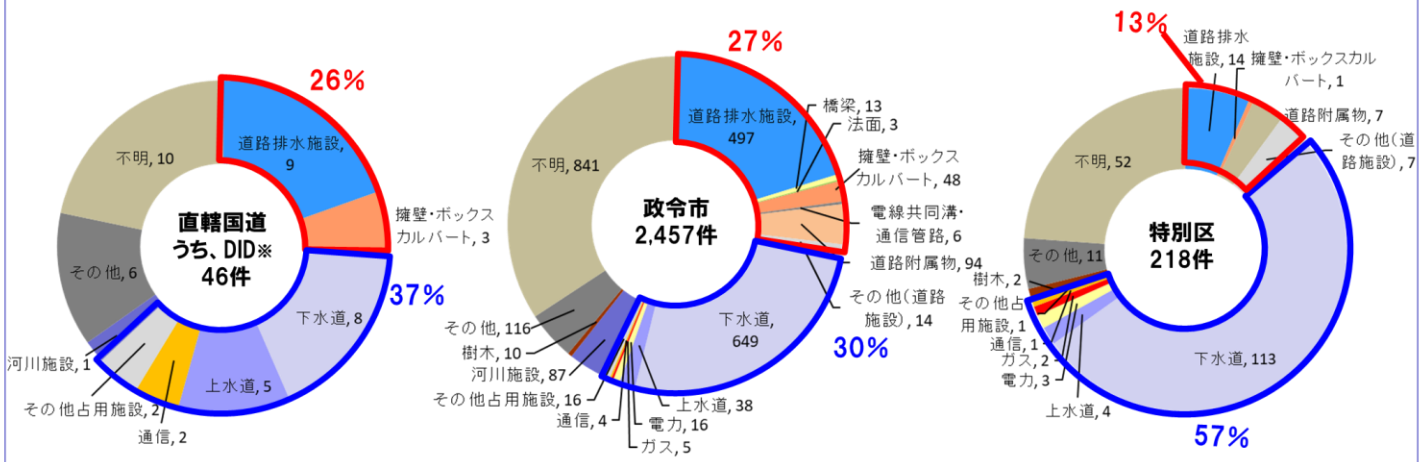

※ DID：人口集中地区

＊ ポットホールは含まない　　道路施設が要因の陥没　　道路占用物件が要因の陥没　　（出典）道路局調べ

※下水道メンテナンス年報（令和5年度版）に掲載されている下水道要因の陥没件数（下水道事業者調べ）には、道路陥没に至らない（舗装に穴が開かない）レベルの舗装の凹みの他、私道の道路陥没などが含まれているため、道路局調べの件数と異なっている。来年度以降の件数調査・とりまとめ方法については下水道側と調整。

道路陥没の発生状況

- 道路陥没は3m未満の浅い層での陥没が99%を占めている状況。
- DID地域等では同じ区間内で、空洞が複数確認されるなど、空洞発生の顕著な区間が存在。

■陥没事案の陥没深さの割合（道路管理者別）

（単位：箇所）

陥没深さ	道路管理者			計
	直轄	都道府県	市区町村	
1m未満	101 （約92%）	950 （約83%）	5，897 （約88%）	6，948 （約87%）
1～3m	8 （約7%）	168 （約15%）	767 （約11%）	943 （約12%）
3m～	1 （約1%）	25 （約2%）	41 （約1%）	67 （約1%）
計	110 （100%）	1，143 （100%）	6，705 （100%）	7，958 （100%）

99%

※令和4年度陥没事案のうち陥没深さが判明している事案での分析

■DID地域及び商業地域における空洞発生分布

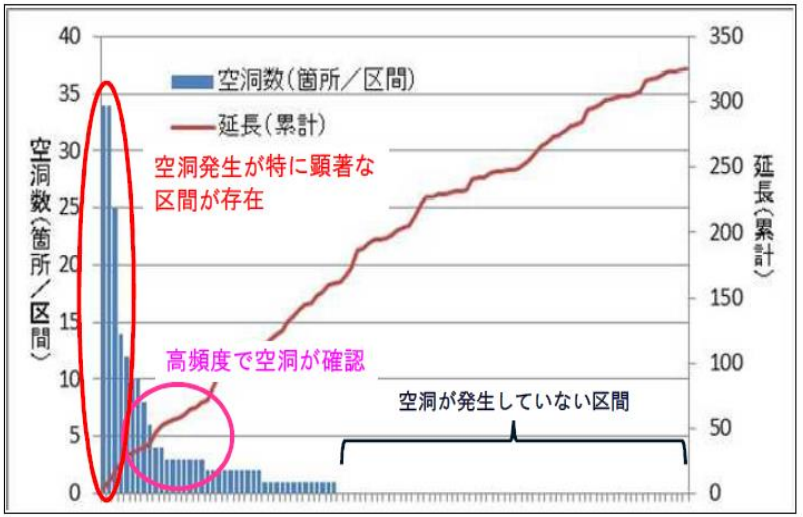

出典：北陸地方整備局北陸技術事務所データ

③埼玉県八潮市の事案を踏まえた道路側の現時点での対応

埼玉県八潮市における下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没

資料－3

R7.2.21　第1回下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会　資料2－1（抜粋）

（1）－1　埼玉県の陥没事故の概況

- 令和7年1月28日、埼玉県八潮市の県道において道路陥没が発生し、トラック運転手が車両ごと落下。
- 陥没箇所には、処理水量約61万㎥/日の下水処理場に繋がる管径4.75mの流域下水道管路が埋設されており、下水道管の破損に起因すると考えられる陥没としては、最大級の規模。
- 陥没規模は拡大するとともに、関連する12市町の120万人に下水道（風呂、洗濯など）の使用自粛が要請されるなど、影響は更に拡大。現場では、現在も救助活動に向けた作業が継続中。

■発生日時：令和7年1月28日（火）午前10時頃
■発生場所：八潮市中央一丁目地内
　　県道松戸草加線（中央一丁目交差点内）
■陥没規模：（1月28日当初）　幅約9～10m、深さ約5m
　　（1月31日拡大後）幅約40m、深さ最大約15m
■下水道管：管径4.75m、昭和58年（1983年）整備（経過年数42年）
　　令和3年度の調査時には、補修が必要な腐食は確認されず
■接続先　：中川水循環センター（処理水量約61万㎥/日）

1月28日(火)陥没発生当初

1月31日(金)拡大後、スロープ整備着手前

（写真出典）ANN　NEWS

下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会

資料－3

■委員会の目的（※規約抜粋）

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故を踏まえ、・・・・（略）・・・・、大規模な道路陥没を引き起こす恐れのある地下管路の施設管理のあり方などを専門的見地から検討するため。

■主な検討項目

1）重点的に点検を行う対象や頻度、技術など点検のあり方

2）道路管理者をはじめとする他の管理者とのリスク情報の共有等のあり方

3）事故発生時の対応

4）今後の施設の維持更新や再構築とそれらを支える制度のあり方

下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会
委員名簿（2025年2月時点）

	氏名	役職
委員長	家田　仁	政策研究大学院大学 特別教授
委員	秋葉　正一	日本大学 生産工学部 土木工学科 教授
委員	足立　泰美	甲南大学経済学部 教授
委員	砂金　伸治	東京都立大学 都市環境学部 都市基盤環境学科 教授
委員	岡久　宏史	公益社団法人 日本下水道協会 理事長
委員	北田　健夫	埼玉県 下水道事業管理者
委員	桑野　玲子	東京大学 生産技術研究所 教授
委員	佐々木　健	東京都 下水道局長
委員	三宮　武	国土技術政策総合研究所 上下水道研究部長
委員	長谷川　健司	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 会長
委員	宮武　裕昭	国立研究開発法人土木研究所 地質・地盤研究グループ長
委員	森田　弘昭	日本大学 生産工学部 教授

オブザーバー
総務省、農林水産省、経済産業省

事務局
国土交通省大臣官房上下水道審議官グループ、大臣官房技術調査課、総合政策局、道路局

下水道の全国特別重点調査に対する道路管理者等への協力要請

- 下水道の全国特別重点調査が円滑に進むよう、「道路管理者」、「下水道以外の地下占用事業者」、「関係省庁」へ協力要請の通知等した他、関係者への説明会を整備局単位で開催
- 道路管理者には、所有する過去の道路陥没履歴、路面下空洞調査結果や地質情報などを下水道事業者に提供する事や、道路上での作業に関し相談があった場合に協力するよう要請

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令 和 7 年 3 月 18 日
水管理・国土保全局下水道事業課
（上下水道審議官グループ）

有識者委員会の提言を踏まえ
「下水道管路の全国特別重点調査」の実施を要請します
～下水道管路に起因する道路陥没事故の未然防止に向けて～

令和７年２月 21 日に設置した「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会（委員長：家田仁 政策研究大学院大学特別教授）」において、下水道管路の全国特別重点調査の実施について提言がとりまとめられました。本提言を踏まえ、地方公共団体に対して「下水道管路の全国特別重点調査」の実施を要請します。

1 全国特別重点調査の趣旨
令和７年１月 28 日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、国土交通省では、２月 21 日に「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」を設置しました。
今般、同委員会において、今回と同種・同類の事故を未然に防ぎ、国民の安全・安心が得られるよう、下水道管路の全国特別重点調査を実施すべきとの提言がとりまとめられました。
この提言を踏まえ、国土交通省として、地方公共団体に対して下水道管路の全国特別重点調査の実施を要請します。

2 提言の内容
別添資料参照

3 調査対象
管径２m以上かつ平成６年度以前に設置された下水道管路
なお、調査対象のうち、以下の①～④のいずれかに該当する箇所の調査を優先的に実施
① 埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の構造・地盤条件の箇所
② 管路の腐食しやすい箇所
③ 陥没履歴があり交通への影響が大きい箇所
④ その他（沈砂池の堆積土砂が顕著に増加した処理場・ポンプ場につながる管路）

<問い合わせ先>
水管理・国土保全局 下水道事業課 事業マネジメント推進室
（上下水道審議官グループ）
課長補佐 土師、資産管理係長 岩井
TEL： 03-5253-8111（内線34232、34225） 03-5253-8431（直通）

3月18日（火）

○下水道調査への協力要請の通知
（道路局⇒道路管理者、地下占用事業者（電気、通信、ガス等））
※総務省、経産省、農水省、警察庁へも参考送付

3月19日（水）

○全国説明会（下水道事業者を対象）
説明者：本省水局 上下水道G
対象者：下水道事業者（都道府県、政令市）、整備局河川部
内 容：全国特別重点調査について依頼、詳細説明

3月25日（火）～28日（金）※地方整備局単位で各1回開催

○地方説明会（道路管理者、全ての地下占用事業者を対象）
説明者：整備局河川部、道路部
対象者：下水道事業者、道路管理者（国、自治体）、
下水道以外の地下占用事業者
内 容：全国特別重点調査の概要（河川部）
道路管理者に向けて特別重点調査への協力依頼（道路部）
地下占用事業者に向けて適切な維持管理への依頼（〃）
地下占用物連絡会議の設置の方針（〃）

地下占用事業者との情報共有の強化（地下占用物連絡会議の設置）

➢ 道路管理者と地下占用事業者が、相互の点検計画や点検結果を共有するほか、道路陥没を防ぐ取組の情報共有などを行う場を、道路メンテナンス会議の下部組織として設置。

道路と交差等※する施設 ／ 道路管理者（道路法）	道路（道路法）				その他		
	高速会社管理道路	直轄管理道路	公社管理道路	都道府県・市町村管理道路	鉄道	跨道橋（鉄道除く）	地下占用物（新たに設置）
高速会社	道路メンテナンス会議【都道府県単位で設置済み】 ＜事務局＞国道事務所				道路鉄道連絡会議【メンテ会議の下部組織】 ＜事務局＞国道事務所	跨道橋連絡会議【メンテ会議の下部組織】 ＜事務局＞国道事務所	地下占用物連絡会議【メンテ会議の下部組織】 ＜事務局＞国道事務所
直轄							
公社							
都道府県市区町村							

※ 交差の他、縦断的に重なる施設を含む

占用事業者との連携強化（道路法上の規定）

➢道路法（第39条の8）において、道路占用者は占用物件を適切に維持管理する義務が生じる。

占用物件の維持管理について

■ H30道路法改正の概要

占用物件の維持管理義務の法定（道路法第39条の８）

※ 道路の構造や交通への支障又はそのおそれが生じないよう、道路占用者が占用物件を適切に維持管理する義務

報告徴収・立入検査（道路法第72条の２）

※ 道路管理者は占用者に、道路管理上必要な報告を徴収し、必要に応じて立入検査を行うことができる。

※ 道路占用者が占用物件の維持管理をしていないと道路管理者が認めるとき

措置命令（道路法第39条の９）

※ 維持管理義務違反者に対し、必要な措置を命令

関係条文等

■ 道路法（昭和27年法律第180号）（抄）

（占用物件の管理）

第39条の8 道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占用をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占用物件」という。）の維持管理をしなければならない。

※ 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）（抄）

（占用物件の維持管理に関する基準）

第４条の５の５ 法第39条の８の国土交通省令で定める基準は、道路占用者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこととする。

（占用物件の維持管理に関する措置）

第39条の9 道路管理者は道路占用者が前条の国土交通省令で定める基準に従って占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対しその是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（報告及び立入検査）

第72条の2 道路管理者は･･･この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り･･･検査させることができる。

2～4（略）

地下占用事業者との情報共有の強化（管理状況の報告義務）

➢直轄国道では占用者に対して占用物の管理状況を報告する義務を占用許可条件として規定。
⇒今後、都道府県、市区町村においても同様の取組を進めるような仕組みを検討。

占用物件の維持管理について

■ 運用規定

「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン（令和元年５月３０日）」（運用）

※ 直轄国道においては、占用者から道路管理者への報告義務を許可条件として規定。

※ 自治体には技術的助言として送付。

都道府県では、約 64 % （ 30自治体／47都道府県）
市区町村では、約 17 % （198自治体／1,198自治体※）
※1,741市区町村のうち回答のあった自治体
（令和7年2月28日時点）
において、ガイドラインを踏まえ、国と同様の取組を行っている。

関係箇所

■ 道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン（抄）

第3 占用許可事務における道路管理者の対応
1 許可審査における確認事項
（2） 占用物件の安全性
占用物件の占用期間満了に伴う更新時には、必要に応じて直近の管理状況について確認すること。

2 許可条件
（2） 物件の種別に応じて附すべき許可条件
ア 第4の1に定める確認が必要な占用物件 ※
・「道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から・・・占用許可後、5年が経過する時期を基本として、・・・占用物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告すること」

※ その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある電柱、電線、地下管路及びこれら物件と一体となって機能する占用物件並びに跨道橋

宛名（道路管理者）

【報告様式】

氏名

占用許可物件の安全性について

占用物件の安全性について、下記のとおり確認したので報告します。

記

占用物件の名称	占用物件の安全性	備考
○○○	〔記載例〕 ○年～○年に実施した○○に基づく点検等において、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないものとして占用物件の安全性を確認	※可能な範囲内において数量等を記載。

道路陥没のリスク箇所の調査・傾向分析

- 下水道管路の全国特別重点調査に併せ、直轄国道の道路陥没リスク箇所を調査
- その上で、道路陥没の傾向分析を行い、重点的に調査を行う箇所の条件などを整理

⇒リスク箇所の調査結果については下水道と共有

⇒傾向分析の結果等は、各道路管理者・地下占用事業者に共有（地下占用物連絡会議）

下水道管路の全国特別重点調査

【連携】
下水道調査結果の共有

【連携】
路面下空洞調査結果の共有

道路側の調査・検討

＜直轄国道における道路陥没リスク箇所の調査＞

「下水道管路の全国特別重点調査の箇所」の路面下空洞調査

「大口径で古い構造の地下道路施設」※の内部からの目視調査及び異常が確認された箇所の路面下空洞調査
※躯体の大きさが2m以上かつ、建設後30年以上経過している共同溝、地下歩道等

「過去に陥没が発生した箇所」※の目視調査又は路面下空洞調査
※過去10年間で道路施設（排水施設、ボックスカルバート等）が要因で陥没した箇所

「過去に確認された空洞のうち経過観察とした空洞」の路面下空洞調査

＜道路陥没の傾向分析＞

以下の調査結果を基に道路陥没の傾向を分析し、重点的に調査を行う箇所の条件等を整理

・全国特別重点調査結果
・道路陥没リスク箇所の調査結果
・過去の空洞・陥没発生データ 等

地方自治体に対しては、分析結果などを、「地下占用物連絡会議」の場を通じて共有

注：路面下空洞調査は探査車による調査（路面から1.5～2.0mの空洞を確認）

道路陥没による被害を軽減する技術の導入に向けて

➢ 道路陥没による被害を軽減する調査及び施工等技術の導入促進に向けた手続きに着手。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和７年３月18日
道路局国道・技術課

道路における新技術導入促進を支援する第三者機関等を公募します
～新技術導入促進に向けた体制強化～

国土交通省道路局では良い技術は活用するという方針の下、新技術の開発・導入を促進しており、毎年度の取組を新技術導入促進計画として見える化しています。今般、令和７年３月12日に開催した「第14回道路技術懇談会（座長：久田真東北大学大学院教授）」において、令和７年度新技術導入促進計画（案）を提示しました。

今後、新技術の導入を促進するために、国土交通省道路局と連携して新技術の活用に必要な技術基準類の検討や技術の実証を行うための第三者機関等（以下、「導入促進機関」という）を公募することにしましたので、お知らせします。

公募期間　令和７年３月18日(火)～令和７年４月18日(金)

公募内容　令和７年度新技術導入促進計画（案）のうち８テーマの導入促進機関
※公募テーマについては別添１、２参照

業務内容　各テーマに関して、
・専門家等からなる技術検討委員会を設置・運営
・道路における直轄工事等において、技術を活用するために必要な方策（要求性能、性能の確認方法、従来技術との比較等）を検討

そ の 他　令和７年度新技術導入促進計画（案）、公募要領は別添１、２のとおり

※国土交通省 HP（https://www.mlit.go.jp/road/tech/index.html）よりダウンロードして下さい。

<お問い合わせ先>
道路局国道・技術課　企画専門官 本村、係長 森
代表：03-5253-8111（内線37862、37855）
直通：03-5253-8498

■道路陥没による被害を軽減する調査及び施工等技術

技術名	ニーズ	改定・策定予定の技術基準等
路面下空洞に強い道路構造技術	路面下空洞が発生した場合に、脆性的な破壊を防ぐことが可能な技術、陥没に至る前に変状等が確認できる技術	技術性能カタログ（案）
路面下のより深い位置の空洞を探査・検知できる技術	より深い位置の空洞を探査・検知できる技術（探査技術、センシング技術等）	技術性能カタログ（案）

3．今後の進め方（案）

今後の進め方（案）

資料－4

本日

第1回　地下占用物連絡会議

5～6月頃

道路管理者と占用者における情報の共有

【道路管理者⇒占用者】
- ・路面下空洞調査の当年度の計画、前年度の結果の共有
- ・前年度に発生した要因不明の陥没箇所の共有

【占用者⇒道路管理者】
- ・占用物件の点検計画・点検結果の共有

（道路管理者）
・占用者から共有された情報と路面下空洞調査結果との突合により、リスク可能性箇所などを抽出の上、対応を検討。

（占用者）
・道路管理者から共有された情報と、占用物件の点検計画・結果との突合により、リスク箇所可能性などを抽出の上、対応を検討。

道路管理者と占用者による調整

【道路管理者⇔占用者】
- ・情報共有結果を踏まえた調査・点検計画の見直し
- ・管路の損傷等箇所と空洞確認箇所が同一又は隣接する場合の対応
- ・要因不明箇所の陥没箇所と、管路の損傷等箇所が同一又は隣接する場合の対応

・必要に応じて、管路の補修、空洞箇所の補修などを調整（実施時期や費用負担）

7月頃

第2回　地下占用物連絡会議

・道路管理者と占用者による共有情報を基にした調整状況、地下構造物の点検状況などについて意見交換